（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［２～７　略］

法別表第三号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［９～19　略］

法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

四　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

五　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［六～十三　略］

［21～27　略］

法別表第五第九号の七の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　療育手帳の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［２～７　同上］

［新設］

［８～18　同上］

［19　同上］

［一　同上］

［新設］

［二～九　同上］

［20～26　同上］

［新設］

三　療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

四　療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［29～66　略］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　法別表第六の一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［２　法別表第六の二の項の総務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。

３　法別表第六の三の項の総務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助を受ける児童又は生徒の保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

４　法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

５　法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］］

［新設］

［27～64　同上］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　法別表第六の一の項の総務省令で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答とする。

［２　法別表第六の二の項の総務省令で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助を受ける児童又は生徒の保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

３　法別表第六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

４　法別表第六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。